

幼保連携型認定こども園 勝山愛和青葉台幼稚園 運営規程

（目的及び運営方針）

第1条 本園は、報恩感謝の仏教精神を健学の精神とし、教育・保育要領に基づき、豊かな心と健やかな身体を育み、知、体、徳の三位一体の教育・保育を通じて、小学校以降の学習、生活の基礎、基盤を培うことを目的とする。

従って、就学前の教育・保育機関として、質の高い教育を目指すと共に福祉機能においても質の高い保育と子育て支援の充実に努める。

また、本園は、学校法人大阪聖徳学園が設置する認定こども園六か園の運営を統括する総園長、副総園長を配置し、学園の建学の精神、教育目標を基盤とした各園共通の教育・保育水準の維持向上、教育・保育環境の整備と共に研修機会の確保に努め、更なる教職員の専門性と人間性の維持向上を図る。

（教育・保育内容）

第2条 幼児期は、意欲、心情、態度、基本的生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることに鑑み、教育・保育要領に基づき、園児の心身の発達に即応した内容とする教育・保育計画の実践を通して、「いつも明るくありがとうを言える子」「背すじ伸ばして姿勢のよい子」「よく考えてがまん強い子」の育成を目指す。

（職員構成と職務）

第3条 本園の職員構成と職務は、次のとおりとする。

総園長1名、副総園長1名、施設長1名、主幹教諭2名、保育教諭6名以上、事務員1名、技術員1名、講師若干名

2 職務

- 一 総園長は、役職者執務指針・職務分掌に基づき、全幼稚園園務を総括する。
- 二 副総園長は、役職者執務指針・職務分掌に基づき、総園長職務を代行し、各施設長を総括する。総園長不在時に必要のあるときは、総園長職を代行する。
- 三 施設長（園長代理）は、役職者執務指針・職務分掌に基づき、園務を総括する。
- 四 主幹教諭は、施設長（園長代理）を補佐し、役職者執務指針・職務分掌に基づき、職務を分掌する。
- 五 保育教諭は、教育・保育を司る。
- 六 事務員は、主として事務、保育の補助を司る。
- 七 技術員は、主として通園バスの運転、園用務を司る。
- 八 講師は、非常勤または短時間にて教育・保育若しくは特別活動を司る。

(開園時間、始業、終業時間)

第4条 本園の開園時間、始業、終業時間は、次のとおりとする。

開園時間	午前7時30分から午後6時30分まで	
教育標準時間	午前9時15分から午後3時まで	
保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分まで	
保育短時間	午前8時から	午後4時まで

(休園日)

第5条 本園の休園日は、次のとおりとする。

1号児は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に定める日
- 三 土曜日
- 四 創立記念日 10月20日
- 五 夏季休業 7月21日から 8月31日まで
- 六 冬季休業 12月25日から1月6日まで
- 七 春季休業 3月21日から 4月6日まで
- 八 施設長が必要と認めた日

2 2・3号児は、次のとおりとする。

- 一 日曜日、国民の祝祭日、年末年始（原則12月29日～1月4日、暦による）は休園とする。また、お盆期間や休日が登園日になった日の翌日、創立記念日等可能な限り休園及び短縮保育、登降園の時間の指定に協力を求める日がある。
土曜日は、保護者の方のどちらかがお休みのときは、お休みしてくださるようご協力いただく。
- 二 伝染病、疫病等の発生による閉園の必要があるときは、休園する。
- 三 災害、事故等により必要であると認められるときは、休園又は途中降園とする。

(ホームクラス)

第6条 本園のホームクラス（預かり保育）は、次のとおりとする。

- 一 早朝 午前8時から午前9時15分まで
保育終了後 午後5時まで
午後6時まで
午後6時30分まで
- 土曜日 午前9時15分から午後3時まで
- 二 別途費用が必要

(利用定員)

第7条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

	1号児	2・3号児	計
1歳児	—	5名	5名
2歳児	—	5名	5名
3歳児	15名	5名	20名
4歳児	15名	5名	20名
5歳児	15名	5名	20名
合 計	45名	25名	70名

(入園受付)

第8条 入園の申込は、見学、説明会等に参加し、本園の教育・保育方針、運営方針を理解、賛同することを前提とし、入園申込を受付ける。

2 保育を必要とする認定を居住市に申請する場合も、申請前又は申請後速やかに、見学、説明会に参加し、本園の教育・保育方針、運営方針等を理解、賛同の上、入園の申込をすることを前提とする。

(入園面接)

第9条 入園申込者は、全員指定された日に面接を受けなければならない。面接は、お子様と保護者の方から平素の生活での様子を伺い、また、お子様の様子を見させていただく。

(入園契約・決定)

第10条 入園は、園と保護者の直接契約（入園申込書・入園許可証の交付）による。

一 1号認定児

園の教育・保育方針等園の方針に賛同の上、入園願書を提出し、入園面接を受け、重要事項説明に同意後、入園決定・許可（契約の成立）となる。

二 2・3号認定児

園の教育・保育方針等園の方針に賛同の上、居住市に申請し、又は居住市に申請後速やかに本園を見学、説明会に参加し、本園の教育・保育方針等園の方針に賛同したことを前提として、居住市の利用調整に基づき認定を受けた保護者が、本園の重要事項説明に同意後、入園決定・許可となる。

(所定費用)

第11条 本園の所定費用は次のとおりとする。在籍する者は、出席の有無を問わず、所定費用を毎月8日までに納付する。（8日が土曜・日曜日の場合は翌月曜日とする）

保育料は、3歳～5歳児については無償とする。1歳～2歳児については所得に応じて居住する市が定める金額とする。

2 特定負担金（入園時、進級時に納入）

一 通園バス整備協力費（バス利用者のみ）

年額 12,000円

＊入園を辞退したときは返金する。途中退園は返金しない。

＊途中入園は、前期（4月から9月）入園は全額納入する。

後期（10月から3月）入園は半額納入する。

二 特別教育保育活動費（特別活動・行事別注用品費、行事補助員費、特別警備員費）※3歳～5歳児

初年度 年額 15,000円

次年度以降 年額 6,000円

＊途中入園は、前期入園は全額納入する。後期入園は半額納入する。

3 その他の費用

一 入園受入準備費 一時金 10,000円

＊入園を辞退したときは返金しない。

二 通園バス利用料 月割額 3,600円（年額 43,200円の12回分割）

＊月単位で納入する。月の途中の入退園は当該月の所定費用を納入する。

三 施設充実費 月割額 1,000円（年額 12,000円の12回分割）

四 後援会費 月割額 1,300円（年額 15,600円の12回分割）

五 誕生会費 年額 3,000円

＊毎年度当初に納入する。

途中入園は、学期単位で按分納入する。退園時には按分返金する。

六 同窓会費 一時金 1,000円

＊入園時に納入する。途中退園は返金しない。

七 制服・用品等の費用

（制服、制帽、制靴、体操服、制定保育用品、所持品、その他指定教材）

初年度 約44,000円

八 給食費

月割額 1号児 6,170円（副食費 4,800円、主食費 1,370円）

月割額 2号児 8,160円（副食費 4,800円、主食費 3,360円）

＊11か月間（4～7月、9～3月）の給食日数の平均額（12回月額）で納入する。

九 実費等

用品代、個人絵本代、遠足代、写真代、その他行事等費用が必要である。

十 ホームクラス（預かり保育）の費用

通年参加証（1か月・5時まで）	5,000円
臨時参加証	{ ・ 5枚綴り 2,000円
	{ ・ 1枚 500円
延長証	{ ・ 3枚綴り 600円
	{ ・ 1枚 230円
土曜ホームクラス 1枚	1,000円

（緊急時の対応）

第12条 緊急事態の発生には、緊急対応マニュアルに従い、保護者、行政（市、区）、消防その他関係機関に速やかに連絡、通報できるように連絡網や緊急時連絡、通報一覧表を作成しておく。

（非常災害対策）

第13条 予想される災害に応じて、避難場所、避難経路、避難方法を決めておくと共に平素から、施設、設備、備品等について災害時に損壊、転倒、飛散が起こらないよう安全対策を充分しておく。防災訓練に当たっては、訓練チェックリストにより、避難場所、避難経路の安全性の確認、消防署などの地域の防災担当行政機関と相談、協力を得る。

（虐待防止のための措置）

第14条 こどもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合は、速やかに関係機関に通報すると共に連携し適切な対応を図る。

また、虐待が疑われる場合は、速やかに行政、児童相談所に通報すると共に連携して適切な対応を図る。

（利用の終了）

第23条 本園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了する。

- 一 園児が小学校に就学したとき（就学前の子どもに該当しなくなったとき）
- 二 居住市（区）から2号支給認定が取り消された、又は転居先の居住市（区）で2号支給認定を受けられない子どもが1号支給認定で当園在籍を希望しないとき
- 三 その他、所定費用の滞納、当園の教育保育方針を遵守しない等、教育保育の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

附 則

- 第 15 条 本運営規程は、必要に応じ毎年変更することがある。
- 第 16 条 本運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 17 条 本運営規程は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。
- 第 18 条 本運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 19 条 本運営規程は、令和元年 10 月 1 日から適用する。
- 第 20 条 本運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 21 条 本運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 22 条 本運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 24 条 本運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。